

川崎市告示第472号

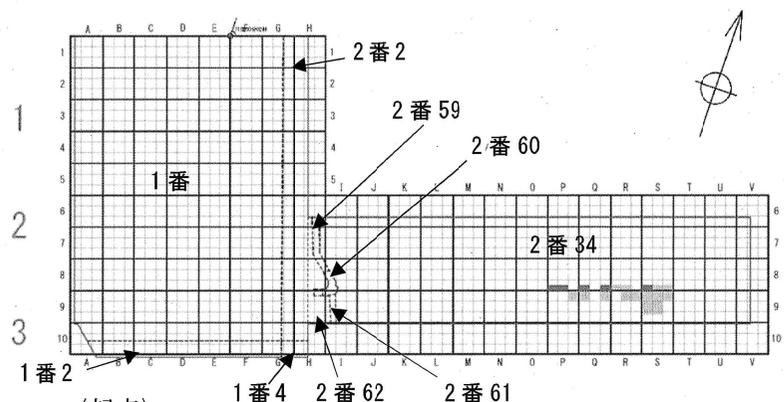
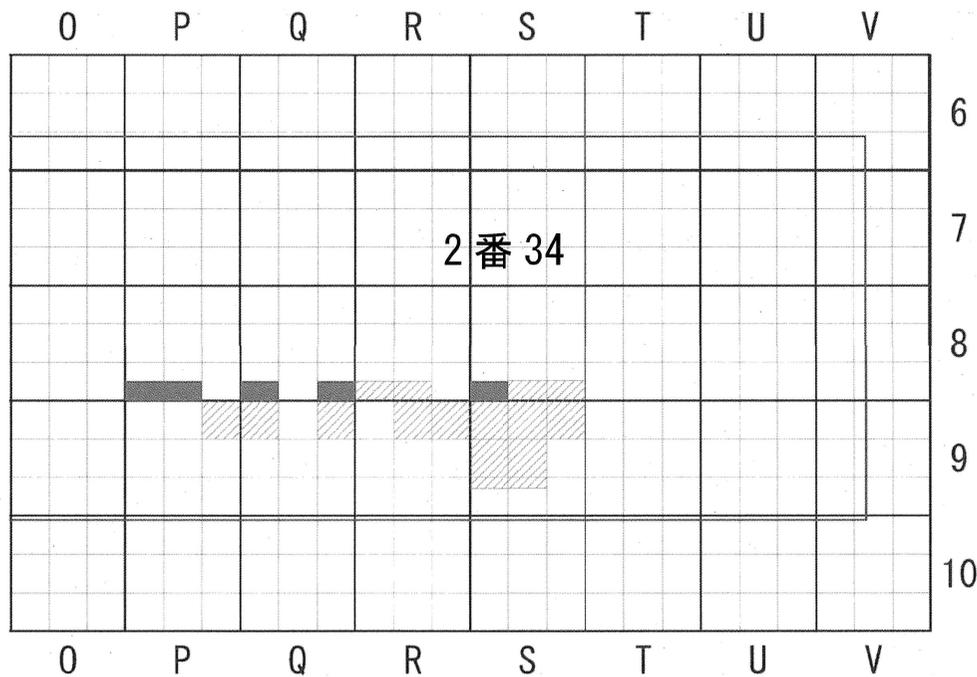
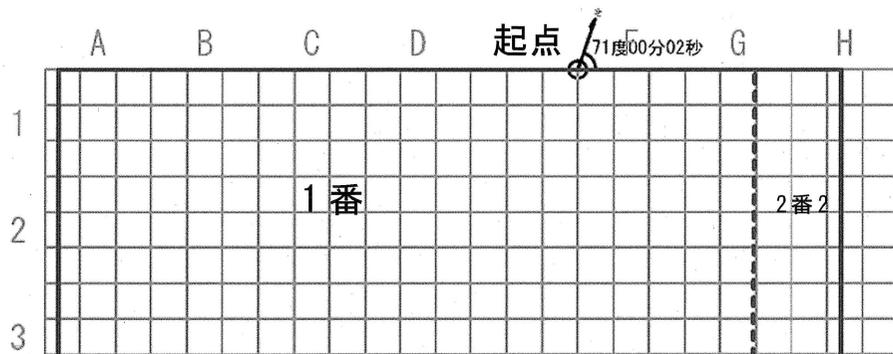
土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の一部の指定の解除について

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定に基づき、次の形質変更時要届出区域の一部の指定の解除をしますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和7年9月16日

川崎市長 福田紀彦

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
令和6年12月5日付川崎市告示第548号により指定した区域の一部(川崎市川崎区大川町2番34の一部)(別図のとおり)
- 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
該当無し
- 4 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壤の掘削除去



〈起点〉

起点は川崎市川崎区大川町1番の一部の最北端とする。起点は前回の土壌汚染状況調査時(令和3年6月実施)に定めた起点を土壌汚染対策法(規則第5条第2項、通知の記の第3の1(6)②ア)の特例により本調査の起点とした。

〈格子の回転角度：71度00分02秒〉

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点として左に回転させた角度を示す。

凡例			
— (thick solid line)	: 敷地境界	▨ (diagonal hatching)	: 形質変更時要届出区域
- - - (dashed line)	: 地番境界	■ (solid black)	: 指定を解除する区域
— (thin solid line)	: 単位区画		

別図